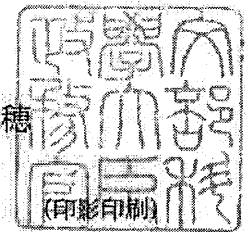


21文科初第748号
平成22年4月1日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 中 核 市 教 育 委 員 会
各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役

文部科学大臣政務官

高 井 美 穂



教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第9号）」（以下「改正省令」という。）が平成22年3月31日に公布され、同日から施行されることになりました。

改正省令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正省令の概要

学習指導要領の改訂に伴う免許状の取得に必要な「教科に関する科目」の改正等を行うため、以下の改正を行うこと。

1. 中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状「保健体育」の「教科に関する科目」の追加

高等学校学習指導要領教科「保健体育」の「体育理論」において、「スポーツの歴史」等の内容が追加され、また、中学校学習指導要領教科「保健体育」において、各スポーツの成り立ちを理解することが求められるようになったことを踏まえ、中学校・高等学校教諭免許状「保健体育」の取得に必要な「教科に関する科目」の選択科目として、「体育史」を追加すること。（第4条・第5条関係）

2. 高等学校教諭免許状「福祉」の「教科に関する科目」の追加

高等学校学習指導要領教科「福祉」において、新しい内容である「こころとからだ

の理解」が追加されたことを踏まえ、高等学校教諭免許状「福祉」の取得に必要な「教科に関する科目」として、「人体構造及び日常生活行動に関する理解」及び「加齢及び障害に関する理解」を追加すること。（第5条関係）

3. 特別支援学校教諭免許状の領域の追加に関する規定の改正

特別支援学校教諭の専修免許状及び一種免許状への領域の追加を促進するため、教育職員検定により、特別支援学校教諭の専修免許状及び一種免許状に、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の領域を追加する場合、

- ・ 追加しようとする領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位
- ・ 追加しようとする領域に関する教育課程等に関する科目1単位

の修得をもって追加することを可能とすること。

改正前の制度では、特別支援学校教諭の専修免許状又は一種免許状を所持する者が、当該免許状に知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の領域を追加しようとする場合、「心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目それぞれ1単位以上」を修得しなければならないことから、その者が、一種免許状に追加しようとする領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状を取得している場合であっても、当該二種免許状に当該領域を定めるために取得した「心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位」を使用することができなかつたため、それを可能とすることとしたものである。（第7条第5項関係）

4. 一種免許状又は二種免許状を有する者が専修免許状を取得する場合の単位数に係る改正

専修免許状の取得を促進するため、一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はそれらの所要資格を得ている者が、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という）別表第一、第二又は第二の二の規定により、専修免許状の授与を受けようとするときには、専修免許状の取得に必要な単位数のうち、その者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなすこととすること。

改正前の制度では、二種免許状を有する者等が、免許法別表第一から第二の二までの規定により、同じ種類の一種免許状の授与を受けようとするときは、二種免許状に係る単位数はすでに修得したものとみなすものとされていたが（改正前の教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項～第3項）、一種免許状を有する者等が、免許法別表第一から第二の二までの規定により、同じ種類の専修免許状の授与を受けようとするときには同様の規定が存在せず、一定の場合に専修免許状の取得が困難になる場合が生じることから、同様の規定を置くこととしたものである。（第10条の6第1項～第3項関係）

5. 免許法認定講習の開設者への中核市の追加

初任者研修や十年経験者研修の実施及び免許状更新講習の開設については、中核市まで拡大されており、中核市も教員の資質向上のための研修を行うための十分な能力を有していると考えられることから、免許法認定講習の開設者を中核市に拡大すること。（第36条第1項関係）

6. その他

その他、他法令の改正に伴う文言の改正等の所要の改正を行うこと。

7. 経過措置

(1) 改正省令の施行日前の在学者

平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、改正省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなすこととしたこと。（改正省令附則第2条第1項）

(2) 平成26年3月31日までに福祉の教科に関する科目の単位を修得した者

平成26年3月31日までに、旧規則第5条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新規則第5条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなすこととしたこと。ただし、平成23年度以降の新入生は除くこと。（改正省令附則第2条第2項）

第2 留意事項

1. 中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状「保健体育」の「教科に関する科目」の追加

追加される中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状「保健体育」の「教科に関する科目」における「体育史」は、選択科目であるため、当該科目の開設を行うかどうかは他の選択科目と同様、各大学の判断によるものであること。

平成23年度以降に「保健体育」の「教科に関する科目」として「体育史」を開設する場合には、施行規則第21条第2項に規定する届出を、当該科目を開設する前年度までに行うことが必要であること。（第4条・第5条関係）

2. 高等学校教諭免許状「福祉」の「教科に関する科目」の追加

平成23年4月1日からの改正規定の施行に伴い、現在、福祉の教科についての高等学校教諭の一種免許状の認定課程を有している大学については、改めて平成22年度中に改正省令による改正後の規定による課程の認定を受ける必要があること。この場合の手続き等については、別途、各大学に連絡する予定であること。（第5条関係）

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

田井（内線：2451）

電話：03-5253-4111（代表）

○文部科学省令第九号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣 川端 達夫

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表及び第五条の表保健体育の項中「体育社会学」の下に、「体育史」を加える。

第五条の表中	福祉 社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術
--------	--

を

社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

福祉

社会福祉学（職業指導を含む。）

高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉

社会福祉援助技術

介護理論及び介護技術

社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

人体構造及び日常生活行動に関する理解

加齢及び障害に関する理解

に改める。

第七条第五項第一号口中「それぞれ一単位」の下に「又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位」を加え、「心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目一単位」を「心理及び教育課程等に関する科目一単位」に改める。

第十条の六第一項中「の二種免許状、養護教諭の二種免許状」を「、養護教諭」に、「栄養教諭の二種免許状」を「栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状」に改め、「それぞれの」及び「別表の」の下に「専修免許状又は」を、「単位数のうち」の下に「その者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）」を、「規定する」の下に「授与を受けようとする専修免許状又は」を加え、同条第三項中「の一種免許状、養護教諭の一種免許状」を「、養護教諭」に、「栄養教諭の一種免許状」を「栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状」に改め、「それぞれの」及び「規定する」の下に「一種免許状又は」を、「別表の」の下に「専修免許状又は」を加える。

第三十六条第一項に次の一号を加え、同条第二項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

五 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会

附則第三十四項中「第一号又は第二号」を「第二号又は第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 教育職員免許法施行規則第四条及び第五条の改正規定 平成二十三年四月一日

二 教育職員免許法施行規則附則第三十四項の改正規定 平成二十二年四月一日

(経過措置)

第二条 平成二十三年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学(次項において「課程認定大学」という。)の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則(以下「旧規則」という。)第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令による改正後の教育職員免許法施

行規則（以下「新規則」という。）第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

2 平成二十三年四月一日以後に課程認定大学に入学した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法第八十条第七項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者を除く。）以外の者であつて、平成二十六年三月三十一日までに、旧規則第五条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新規則第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則別記第四号様式中「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）」の下に「附則」を加える。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」の下に「第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法」を加える。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

○ 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年十月二十七年文部省令第二十六号）

改 正 案				現 行			
	(略)	免許教科	第一欄		(略)	免許教科	第一欄
<p>「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）</p>	(略)	<p>教科に関する科目</p>	第二欄	<p>「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）</p>	(略)	<p>教科に関する科目</p>	第二欄
<p>第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。</p>				<p>第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。</p>			

<p>保健体育 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</p>	<p>（略）</p>
<p>保健体育 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置</p>	<p>（略）</p>

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

<p>保健体育 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</p>	<p>（略）</p>
<p>保健体育 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置</p>	<p>（略）</p>

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

(略)	を含む。)
(略)	(略)
福 祉 介護理論及び介護技術 社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 社会福祉学（職業指導を含む。） 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解

第七条 (略)

2 3 4 (略)

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類

(略)	を含む。)
(略)	(略)
福 祉 介護理論及び介護技術 社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 社会福祉学（職業指導を含む。） 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） (新設) (新設)

第七条 (略)

2 3 4 (略)

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類

に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ (略)

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合に於ては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合には心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上

二・三 (略)

6・7 (略)

第十条の六 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修

に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ (略)

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合に於ては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合に於ては当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目一単位）以上

二・三 (略)

6・7 (略)

第十条の六 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭の二種免許状、養護教諭の二種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれ

免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規

の一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭の一種免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状に係る

定する一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

4・5 (略)

第三十六条 免許法認定講習を開設することのできる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会

2 前項第二号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学（開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。）の指導のもとに、運営されなければならない。

3 (略)

附則

各科目の単位数を上限とする。

4・5 (略)

第三十六条 免許法認定講習を開設することのできる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一〜四 (略)

(新設)

2 前項第二号及び第四号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学（開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。）の指導のもとに、運営されなければならない。

3 (略)

附則

3 4

免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十項の規定を適用する。

3 4

免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十一条第一号又は第二号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十項の規定を適用する。

○ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年三月三十一日 文部科学省令第九号）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>別記第四号様式（附則第十八条関係）</p> <p>（番号）</p> <p>免許状更新講習免除証明書</p> <p>本籍地</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>右の者は、左記の免許状を有し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二十条第五項の定めるところにより免許状更新講習の受講を免除する。</p> <p>次の修了確認期限は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第十条第二項の定めるところにより 年 月 日とする。</p> <p>年 月 日</p> <p>免許管理者 印</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>別記第四号様式（附則第十八条関係）</p> <p>（番号）</p> <p>免許状更新講習免除証明書</p> <p>本籍地</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>右の者は、左記の免許状を有し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二十条第五項の定めるところにより免許状更新講習の受講を免除する。</p> <p>次の修了確認期限は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）第十条第二項の定めるところにより 年 月 日とする。</p> <p>年 月 日</p> <p>免許管理者 印</p>

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 (略)

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 平成二十二年四月一日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者（課程認定大学に入学した者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法第八十八条第七項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者を除く。）以外の者であつて、平成二十五年三月三十一日までに、旧規則第六条第一項の表第五欄、第十条の表第五欄又は第十条の四の表第五欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、新規則第六条第一項、第十条又は第十条の四の規定にかかわらず、新規則第六条第一項の表第六欄、第十条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。</p>	<p>附則</p> <p>第三条 平成二十二年四月一日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者（課程認定大学に入学した者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条第七項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者を除く。）以外の者であつて、平成二十五年三月三十一日までに、旧規則第六条第一項の表第五欄、第十条の表第五欄又は第十条の四の表第五欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、新規則第六条第一項、第十条又は第十条の四の規定にかかわらず、新規則第六条第一項の表第六欄、第十条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。</p>

